

上代文献資料における漢字「𪛗」の分布と考察

藤崎, 祐二
有明工業高等専門学校

<https://doi.org/10.15017/7325721>

出版情報：文献探究. 62, pp. 46-55, 2024-03-31. 文献探究の会
バージョン：
権利関係：



上代文献資料における漢字「頭」の分布と考察

藤崎 祐二

一 はじめに

上代の文献資料においては、憑依に関連する表現が現代よりも多様であった可能性があり、筆者は「カムガカリ」の概念を明らかにするべく、これまでに憑依の意味で使用されている可能性のある漢字「託」「著（着）」「認」「憑」「帰」などを組上にのぼして考察を行ってきた。その中で、憑依に関連する文脈に頻出する漢字として、「頭」の重要性を認識しながらも、十分に考察する機会を得ないままであった。上代の文献資料では、祭祀が執り行われる場面や憑依現象を伴う場面で、「頭」が重要な意味を担う傾向があり、分かりやすい例を挙げるならば、『日本書紀』は「頭」を含む「頭神明之憑談」の文字列を「カムガカリ」と読ませている。本稿では、このような「頭」について詳細に論じるための足掛かりとして、上代を中心とした文献資料の用例を掲げ、概観できるようにし、若干の考察を行うこととする。

『古事記』『風土記』『日本書紀』『懷風藻』『万葉集』『三教指帰』『日本国現報善惡靈異記』の七つの資料から用例を集め、『懷風藻』と『三教指帰』は日本古典文学大系（岩波書店）に拠り、その他

の作品は新編日本古典文学全集（小学館）に拠った。まず、各用例に番号を付し、適宜巻数やテキスト内の見出しなどを記した。例えば「①上・序・古代の回想」とある場合、①は初出の用例であることを示しており、「上」は上巻、「序」は序文、「古代の回想」はテキスト独自の見出しである。次に、原文と訓み下し文を並列して掲げ、それぞれの頁数と行数は、「」内にアラビア数字で示した。その際、複数冊に跨る資料の場合は、頁数の前に小番号で冊数を記した。例えば「⑤23・12」とある場合は、「1冊目の23頁の12行目」を意味する。

二 各資料の用例

◆『古事記』

①上・序・古代の回想

出よもつこ入うしやくこ幽・頭、[16・4]
幽・頭 に出で入りして、[17・6]

②上・大国主神・大国主神の国作り

故、頭二白其少名毘古那神一所謂久延毘古者、[94・11]

故、其の少名毘古那神をあらは顯しまを白しし所謂る久延くえびこ毘古は、
[95・12]

③上・忍穗耳命と邇々芸命・天若日子の派遣

思し顯二其御名一。[106・1]

其の御名を顯はさむと思ひき。[106・18]

④上・忍穗耳命と邇々芸命・猿女の君

專所二顯申一之汝、送奉。[118・6]

専ら顯し申せる汝、送り奉れ。[119・4]

⑤中・神武天皇・兄宇迦斯と弟宇迦斯

故、参向顯白。[150・9]

故、参ま向むかへて顯しあらは白ししとまをしき。[151・10]

⑥中・崇神天皇・神々の祭祀

大物主大神、顯二於御夢一曰、[182・9]

大物主大神、御夢に顯れて曰いひつゝ、[183・9]

⑦中・仲哀天皇・仲哀天皇の崩御と神託

此時、其三柱大神之御名者、顯也。[244・12]

此の時に、其の三柱の大神の御名は、顯あらはれき。[245・1]

⑧下・雄略天皇・引田部赤猪子

非レ顯待情、不レ忍二於悞一而、[340・13]

待ちつる情を顯すに非ずは、悞ごきに忍たへじとおもひて、

[341・14]

⑨下・雄略天皇・引田部赤猪子

顯二白己志一以参出耳。[342・3]

己が志を顯し白さむとして参ま出でつらくのみとまをしき。

[343・1]

⑩下・雄略天皇・葛城の一言主大神

是一言主之大神者、彼時所レ顯也。[348・8]

是の一言主之大神は、彼の時に顯あらはれたるぞ。[349・8]

⑪下・清寧天皇・二王子の互讓

汝命不レ顯名者、[360・13]

汝命名を顯あらはさずは、[361・13]

「顯」の用法について、資料ごとの傾向、引いては上代における傾向を概観するべく、便宜的に『大漢和辞典』（大修館書店）における語義の分類に振り分けた。動詞や名詞などの別は訓読の仕方によっても異なるため、厳密な分類は困難であるが、とりあえずはテキストの訓読を参考にした。すると、一一例中②③④⑤⑧⑨⑪の七例は「あらはす。明かにする。」の意味で使用されており、⑥⑦⑩の三例は「あらはれる。」の意味で使用されていた。残る①は、「黄泉国」と「葦原中国」を、それぞれ「幽」「顯」と表現した例であるため、名詞として扱う。『大漢和辞典』には適当な語義を見出しがたいが、「幽」と対になっていることを踏まえるならば「そと。おもて。」が近いであろうか。「現実に見えるところの表の世界」のような意味合いと考えられる。

「顯」が使用される文脈に着目すると、②③④⑥⑦⑩⑪は、いずれも名や正体が明らかになる場面にあり、祭祀や託宣において神や神意が明らかになる用例との関連性が窺われる。⑧⑨は自身の心を表明する文脈で使用され、⑤は陰謀を密告する文脈で使用されている。

序文における唯一の例①について、もう少し踏み込んでおきたい。新編日本古典文学全集は、イザナキの黄泉国訪問譚を踏まえ、「幽」

を「ヨモツクニ」、「顚」を「ウツシクニ」と読んでいる。『日本書紀』では、訓注によって漢字「顚」と和語「ウツシ」の対応関係が明らかであることから、異なる資料とはいえ、『古事記』において同様に読むことにも、ある程度の合理性が認められるだろう。しかし、序文はともかくとして、『古事記』本文の漢字「顚」は、必ずしも和語「ウツシ」と対応しているわけではない。

『古事記』序文が正格漢文で書かれているのに対し、本文は和文的傾向が強いことを踏まえ、両者を切り離して考えたい。両者の相違は、本文の「顚」が悉く動詞として使用されているのに対し、序文の①だけが名詞として使用されていることから窺われる。そのような『古事記』本文においては、漢字「顚」と和語「ウツシ」は結び付かない。本文には、「顚」とは別に「ウツシ」の用例が五例あり、全て万葉仮名表記なのである。

◆『風土記』

①播磨・賀古の郡

大来見顚。[26・3]

大来見顚はしき。[26・17]

②播磨・讃容の郡

見顚人別部犬。[76・3]

見顚はしし人は別部の犬。[77・1]

いずれも『播磨国風土記』の用例で、『大漢和辞典』の語義の分類では「あらはす。明かにする。」に該当すると考えられる。資源を発見する文脈で使用されているという点において共通しており、前者は

陵墓に適した石材を、後者は鉄の鉱脈を発見した例である。

◆『日本書紀』

①卷一・神代上〔第五段〕一書第十一

是物者則顚見蒼生可食而活之也。[60・5]

「是の物は、顚見蒼生の食ひて活くべきものなり」とのたまひ、

[61・4]

②卷一・神代上〔第五段〕一書第十一

顚見蒼生、此云二字都志枳阿烏比等久佐。[60・10]

顚見蒼生、此には宇都志枳阿烏比等久佐と云ふ。[61・10]

③卷一・神代上〔第七段〕正文

顚神明之憑談。[76・11]

顚神明之憑談す。[77・12]

④卷一・神代上〔第七段〕正文

顚神明之憑談、此云歌牟鵝可梨。[76・11]

顚神明之憑談、此には歌牟鵝可梨と云ふ。[77・13]

⑤卷一・神代上〔第八段〕一書第五

被可三以為顚見蒼生奥津葉戸將臥之具。[100・6]

被は、以ちて顚見蒼生の奥津葉戸に將臥さむ具にすべし。

[101・6]

⑥卷一・神代上〔第八段〕一書第六

亦曰顚国玉神。[102・4]

亦是顚国玉神と曰す。[103・1]

⑦卷一・神代上〔第八段〕一書第六

復為顚見蒼生及畜産。[102・5]

復また顯見蒼生うつつしきあをひとくさと畜産けものとの為は、^{⑩103・3}

⑧卷一・神代上〔第八段〕一書第六

顯、此云こゝに于都斯うつし。^{⑩106・6}

顯、此には于都斯と云ふ。^{⑩107・6}

⑨卷一・神代下〔第九段〕正文

娶めと顯國王之女子下照姫うつくしたま、^{⑩112・5}

顯國王の女子下照姫を娶り、^{⑩113・4}

⑩卷一・神代下〔第九段〕一書第一

発われ顯我者汝也。^{⑩132・3}

我を發顯しつるは汝なり。^{⑩133・1}

⑪卷一・神代下〔第九段〕一書第二

汝宜なむち以下所顯神名、為姓氏うぢ焉。^{⑩132・8}

汝顯しつる神の名を以ちて、姓氏とすべし」とのたまふ。^⑩

133・8]

⑫卷二・神代下〔第九段〕一書第二

夫汝所治顯露之事、宜みよし是吾孫治之。^{⑩134・8}

夫れ汝が治らす顯露之事、是吾が孫治らすべし。^{⑩135・8}

⑬卷二・神代下〔第九段〕一書第二

吾所治顯露事者、皇孫當すめみましレ治。^{⑩134・15}

吾が治らす顯露事は、皇孫治らしたまふべし。^{⑩135・17}

⑭卷二・神代下〔第九段〕一書第二

顯見蒼生者如ごと木花之俄遷うしろ轉うつろ當おとろ衰去一矣。^{⑩142・1}

「顯見蒼生は、木の花の如く俄に遷轉ひて衰去くなむ」と云ふ

べし。^{⑩142・15}

⑮卷二・神代下〔第九段〕一書第二

顯露、此云こゝに阿羅播式あらはに。^{⑩142・10}

顯露、此には阿羅播式と云ふ。^{⑩143・11}

⑯卷三・神武即位前紀戊午九月

朕親作われみづか顯齋うつしはひ。^{⑩214・8}

朕親ら顯齋を作さむ。^{⑩215・10}

⑰卷三・神武即位前紀戊午九月

顯齋、此云こゝに于國詩怡破毘うつしはいはひ。^{⑩214・8}

顯齋、此には于國詩怡破毘と云ふ。^{⑩215・10}

⑱卷六・垂仁八十八年七月

時刀子從かたな二袍中一而出而顯之。^{⑩333・10}

時に、刀子袍の中より出でて顯る。^{⑩333・13}

⑲卷九・神功撰政元年三月

則顯令すなは二軍中一、悉斷みい弦解な刀、^{⑩442・13}

則ち顯に軍の中に令しつ、悉に弦を斷ち、^{⑩443・}

14]

⑳卷十三・允恭四年九月

三才顯分さんさいあらは以來、^{⑩110・3}

三才顯れ分れてより以來、^{⑩111・2}

㉑卷十五・清寧即位前紀

顯宗天皇けんそうてんわう〔㉑216・3〕

顯宗天皇〔㉑217・2〕

㉒卷十五・顯宗即位前紀

顯宗天皇〔㉒226・1〕

顯宗天皇〔㉒227・1〕

㉓卷十五・顯宗即位前紀

顯^レ名著^貴、〔230・2〕
名を顯^レし貴きを著^しすは、〔231・1〕

②④ 卷十五・顯宗即位前紀

豈若^二顯^レ名被^レ害也歟。〔230・5〕

豈名を顯^レして害^こされむに若^しかむや」とのたまふ。〔231・5〕

②⑤ 卷十五・顯宗即位前紀

誰能^二激^二揚大節^一可^二以顯^著。〔230・7〕

誰か能^く大節を激^あげて顯^{あら}はすべしむ」とのたまふ。〔231・8〕

②⑥ 卷十五・顯宗即位前紀

彰^二顯帝孫^一、〔238・10〕

帝孫を彰^{しやう}顯^{けん}したまひしむは、〔239・14〕

②⑦ 卷十五・顯宗元年四月

褒^レ善顯^功、〔246・5〕

善を褒^ほめ功を顯^{あら}はす、〔247・4〕

②⑧ 卷十八・安閑元年十月

令^レ顯^二前述^一。〔338・1〕

前述を顯^{あら}はしたまはむいと」とまをす。〔338・16〕

②⑨ 卷十八・安閑元年閏十二月

先天皇建^二顯号^一垂^二鴻名^一、〔338・12〕

先天皇、顯号を建^たて鴻名を垂^たれしむ。〔339・15〕

③⑩ 卷十九・欽明元年九月

依^レ實顯^奏。〔362・9〕

実の依^まに顯^{あら}はし奏^{まを}す。〔363・10〕

③⑪ 卷十九・欽明三十一年四月

郡司隱匿。故臣顯^奏。〔456・10〕

郡司、隱匿せり。故^{かれ}、臣顯^{まを}し奏^{まを}す。〔457・12〕

③⑫ 卷二十・敏達元年六月

大使顯^二導吾過^一、〔468・1〕

大使、吾^わが過^{あやまち}を顯^{あら}はし導^{まを}やば。〔468・16〕

③⑬ 卷二十・敏達七年三月

事顯^而解。〔476・11〕

事顯^{ことあら}はれて解^とく。〔477・12〕

③⑭ 卷二十一・崇峻五年十一月

駒汗^レ嬪事顯^{、為^二大臣^一所^レ殺}。〔524・9〕

駒、嬪を汗^{けが}せる事顯^{ことあら}はれて、大臣に殺^{ころ}されぬ。〔525・14〕

③⑮ 卷二十三・舒明即位前紀

唯顯^二聆事^一耳。〔28・12〕

唯^{ただ}聆^きし事を顯^{あら}はさむのみ。〔29・15〕

③⑯ 卷二十三・舒明即位前紀

於^レ一尼嫉妬令^レ顯^{。〔36・8〕}

是に^{こゝ}一尼、嫉妬^{ねた}みて顯^{あら}はしむ。〔37・8〕

③⑰ 卷二十三・舒明元年正月

幽顯^レ属^心。〔38・4〕

幽顯^{いうけん}心を属^つけたり。〔39・6〕

③⑱ 卷二十五・孝徳大化元年八月

顯^二揚^二仏教^一恭^二敬僧尼^一。〔122・7〕

仏教を顯^{あら}はし敬^ほふ僧尼を恭^{つつし}敬^{あやま}ふ。〔123・7〕

③⑲ 卷二十五・孝徳大化元年八月

驗^二僧尼・奴婢・田畝之美^一、而尽顯^奏。〔124・1〕

僧尼・奴婢・田畝の実を驗へて、^{ほふしあま やつこめやつこ たはたけ むざね かむが} 尽に顕め奏せ」^{ことごとく あきら}とのたまふ。〔³²⁴・14〕

④⑥ 卷二十五・孝徳大化二年二月

今顯^二示集在黎民^一。〔³³⁶・8〕

今し集^{いま うじなはりはべ}在る黎民^{おほみたら}に顯^み示す。〔³³⁷・10〕

④⑦ 卷二十五・孝徳大化二年三月

而俱顯陳、然後可^レ諮。〔³⁵⁴・7〕

俱に顯^{あらは}し陳^のべて、然^{しか}る後^{のち}に諮^{まを}すべし。〔³⁵⁵・6〕

④⑧ 卷二十六・斉明六年七月

道顯^{〔³³²・4〕} 人名

道顯^{〔³³³・6〕} 人名

④⑨ 卷二十六・斉明七年四月

道顯^{〔³⁴⁰・8〕} 人名

道顯^{〔³⁴¹・12〕} 人名

④⑩ 卷二十七・天智即位前紀

道顯^{〔³⁵²・1〕} 人名

道顯^{〔³⁵²・14〕} 人名

④⑪ 卷二十七・天智元年四月

道顯^{〔³⁵²・12〕} 人名

道顯^{〔³⁵³・15〕} 人名

④⑫ 卷二十八・天武上元年七月

軍衆多至、顯見^二旗幟^一。〔³³⁴・8〕

軍衆多^{いくへんのひとちもきは}に至^{いた}り、顯^{あきら}に旗幟^{はた}を見る。〔³³⁵・8〕

④⑬ 卷二十八・天武上元年七月

乃顯之曰、〔³³⁴・4〕

乃^{すなは}ち顯^{あらは}して曰^{いは}く、〔³⁴¹・3〕

④⑭ 卷二十八・天武上元年八月

而顯寵賞。〔³⁴²・14〕

顯^{あきら}に寵^{めく}み賞^{たま}す。〔³⁴³・17〕

④⑮ 卷二十九・天武下二年八月

而顯寵賞。〔³⁵²・11〕

顯^{あきら}に寵^{めく}み賞^{たま}す。〔³⁵³・12〕

④⑯ 卷二十九・天武下十二年六月

以顯寵賞。〔⁴²⁸・3〕

顯^{あきら}に寵^{めく}み賞^{たま}したまふ。〔⁴²⁹・1〕

④⑰ 卷三十・持統四年十月

朕嘉^レ厥尊^レ朝愛^レ國、売^レ己顯^レ忠。〔⁵¹⁰・2〕

朕^{われ}、厥^その朝^{みかど}を尊^{たふとく}び國^{くに}を愛^{おも}ひ、己^{おのれ}を売^うりて忠^{まめなひい}を顯^{あらは}せむと

を嘉^{よみ}す。〔⁵¹⁰・11〕

④⑱ 卷三十・持統四年十月

以顯^二其功^一。〔⁵¹⁰・4〕

其^この功^{ごう}を顯^{あらは}す」とのたまふ。〔⁵¹⁰・13〕

④⑲ 卷三十・持統十年九月

以顯^二元從之功^一。〔⁵⁵⁶・12〕

以ちて元めより從ひたてまつれる功^{あらは}を顯^{あらは}したまへるなり。〔⁵⁵⁷・14〕

『大漢和辞典』の語義の分類に振り分けると、『日本書紀』においても、「あらはす。明かにする」の意味での使用が多数を占め、全五三例中⑩⑪②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺の二二例に及

んだ。「あらはれる。」の意味は⑮⑯⑳㉑㉒の四例、「あきらか。」の意味は㉓の一例、「あらはに。あきらかに。」の意味は㉔㉕㉖の三例、「むきだしに。はつきりと。」の意味は㉗㉘の二例、諡号や人名の一部として用いられているものは㉙㉚㉛㉜㉝の六例であった。ただし、漢風諡号は『日本書紀』成立時には定められておらず、後世の挿入とされるため、用例として扱う場合には注意が必要である。㉞は、神と人間をそれぞれ「幽」「顕」と表現しており、『大漢和辞典』には適当な語義を見出しがたい。『古事記』①の「幽顕」と合わせて検討を要する用例である。

巻一〜巻三にかけては、「顕」の訓注が散見し、対応する和語が明らかである例が多い。①「顕見蒼生」は、②「ウツシキアヲヒトクサ」、⑥「顕国玉神」の「顕」は⑧「ウツシ」、⑬「顕斎」は⑭「ウツシイハヒ」と読ませている。このような例については、和語ならではのニュアンスを考慮して、『大漢和辞典』の語義の分類には振り分けず、『時代別国語大辞典 上代編』（三省堂）を参照した。すると、①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑬⑭⑯の十例が、いずれも「うつつである。目の前に顕在している。」の意味に該当した。『古事記』本文は、和語「ウツシ」を万葉仮名で表記し、漢字「顕」とは区別して扱うが、『日本書紀』には、両者を積極的に結びつける意図があるようである。

「ウツシ」と読む訓注以外では、⑫「顕露之事」の「顕露」を⑮「アラハニ」とする例がある。「顕露之事」は直後に言及される「神事」と対になっており、「顕露之事」は地上の現実世界を意味し、「神事」は目に見えない神の世界を意味すると考えられる。このような文脈に使用される「アラハ」は、『時代別国語大辞典 上代編』では「そとへあらわれてあること。むきだし。」に該当し、⑫⑬⑭の三例

を数えた。

最後に③「顕神明之憑談」は文字列全体を④「カムガカリ」と読んでおり、「顕」そのものの読みではない。『大漢和辞典』の語義の分類では「あらはす。明かにする。」に該当すると考えられるが、特殊な訓注を有するために分けておくこととした。

◆『懷風藻』

①序

具題「姓名」。并顯「爵里」。[62・4]
具に姓名を題し、并せて爵里を顯はし、[61・8]

『大漢和辞典』の語義の分類では「あらはす。明かにする。」に該当する。『懷風藻』に採録された漢詩文について、著者の官爵・出身を詳らかにする意で使用されている。

◆『万葉集』

①巻五・沈痾自哀文

欲顯「豎之逃匿」。[76ト19]

「豎の逃れ匿りたるを顯はさむと欲ふ。[80・3]

②巻六・一〇一八左注

未レ有「顯聞」、衆諸狎侮。[155下4]

未だ顯聞あらねば、衆諸狎侮る。[155・4]

③巻七・一三八五

埋木之 不レ可レ顯 事尔不レ有君 [269下7]

埋れ木の 顯はるましじ ことにあらなくに [269・6]

④ 卷八・一四二八

依「作者微」、不_レ顯「名字」。〔^②296下・7〕
作者の微しきに依りて、名字を顯はさず。〔^②296・9〕

⑤ 卷十一・二三五四

天地 通雖_レ光 所_レ顯目八方〔^③166下8〕
天地に 通り照るとも 顯はれめやも〔^③166・5〕

⑥ 卷十六・三八〇三

山葉從 出来月之 顯者如何〔^④99下44〕
山の端ゆ 出で来る月の 顯さばいかに〔^④100・2〕

⑦ 卷十六・三八〇七左注

怒色顯_レ面。〔^④102下18〕
怒りの色 面に顯れぬ。〔^④103・1〕

⑧ 卷十六・三八一五左注

以顯「改適之縁」。〔^④108下8〕
以て改適の縁を顯す、とこぞ。〔^④108・10〕

⑨ 卷五・八五四

伊返波阿礼騰 吉美乎夜佐之美 阿良波佐受阿利吉〔^②53下6〕
家はあれど 君をやさしみ 顯はさずありき〔^②53・9〕

⑩ 卷十四・三四一四

多都努自能 安良波路万代母〔^③476下14〕
立つ虹の 現はるまでも〔^③476・7〕

⑪ 卷十四・三五五九

許曾能左刀毗等 阿良波左米可母〔^③513下14〕
許曾の里人 顯はさめかも〔^③513・7〕

⑫ 卷十八・四〇九四

朕御世尔 安良波之弓安礼婆〔^④257下8〕
朕が御代に 顯はしてあれば〔^④257・10〕

全八例中①②④⑦⑧の五例は、漢文中の用例であるため、『大漢和辞典』の語義の分類に振り分けたところ、①④⑧の三例が「あらはす明かにする。」の意、②は「いちじるしい。著明。」の意、⑦は「あらはれる。」の意であった。

歌中の用例③⑤⑥は、和語「アラハル(ス)」と対応することが比較的明瞭であるため、和語として分類した。③⑤の「アラハル」は『時代別国語大辞典 上代編』の「あらわれる。表に出る。露見する。」に該当し、⑥の「アラハス」は「あらわす。はつきりさせる。人に知らせる。」に該当する。参考までに万葉仮名表記の「アラハル(ス)」の用例を①④に掲げた。

『万葉集』では、恋心が露見したり男女の仲が暴かれたりする文脈での使用例が目立ち、歌中の例③⑤⑥の全てが該当した。和語との対応関係においては、①④との類似や文脈から「アラハル(ス)」と読む蓋然性が高い一方で、「ウツシ」との対応関係は希薄である。『万葉集』において「ウツシ」と対応する漢字は別に存在し、例えば「現」が挙げられる。

◆『三教指帰』

① 下・仮名乞兒論

挙名顯先。〔119・12〕

名を挙げ先を顯はす。〔118・12〕

② 下・仮名乞兒論

後当顓陳之矣。 [125・6]

後に当に之を顓はし陳ぶべし。 [124・4]

③下・仮名乞兒論

内顓依食住。 [125・9]

内には食に依つて住することを顓はし。 [124・9]

④下・仮名乞兒論

宜鑑秦王顓偽之鏡。 [127・13]

宜しく秦王の偽を顓はす鏡を鑑みて。 [126・15]

いずれも『大漢和辞典』の語義の分類における「あらはす。明かにする。」に該当する。①は、自身が名を揚げることで祖先を顕彰する意であり、祭祀における「顓」の意味を考える上で参考になる。

◆『日本霊異記』

①上・第十四

其室裏四壁穿通、庭中顓見。 [66・8]

其の室の裏の四壁、穿げ通り、庭の中顓に見えたり。 [65・8]

②上・第十四

室壁開通、光明顓耀」。 [66・12]

室壁開き通り、光明顓れ輝く」といふ。 [65・14]

③上・第三十

至「黄泉」、善惡之報顓録流布也。 [101・9]

黄泉に至りて、善惡の報を顓録流布せり。 [99・7]

④中・序

由「聖皇德顓」事最多。 [118・11]

聖皇の德顓かなるに由りて、事は最も多し。 [116・6]

⑤中・第十五 表題

顓_下母作_二女牛_一之因_上縁 [166・9]

母の女牛と作りし因を顓しし縁 [164・2]

⑥中・第二十一 表題

顓_二盗人_一縁 [187・1]

盗人を顓しし縁 [184・15]

⑦中・第二十三 表題

顓_二盗人_一縁 [189・1]

盗人を顓しし縁 [188・2]

⑧下・第四

唯_レ聿姓名、向_レ他不_レ顓。 [258・4]

唯し聿の姓名は、他に向ひて顓せず。 [256・6]

⑨下・第四

終後不_レ顓_二乎彼惡事_一。 [258・8]

終に後まで彼の惡事を顓やむらき。 [256・14]

⑩下・第五 表題

顓_二盗人_一縁 [259・8]

盗人を顓しし縁 [258・14]

⑪下・第五

因顓_二盗人_一。 [259・14]

因りて盗人を顓しき。 [259・6]

⑫下・第十

所_レ写如法經之功茲顓、 [273・11]

写せる如法經の功茲に顓れ。 [272・9]

⑬下・第二十

「^そ頭彼女人之過失」、[298・15]

彼の女人の過失を挙げ^{あが}頭^{かしら}、[298・3]

『大漢和辞典』の語義の分類に振り分けると、「あらはす。明かにする。」の用法が多数を占め、一三例中、⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑬の八例が該当した。④は「いちじるしい。著明。」の意味に、①③は「むきだしに。はつきりと。」の意味に振り分けた。また、②⑫は「あらはれる。」の意味であった。

託宣や祭祀において神の正体や名前をあきらかにする用法との類似に着目するのであれば、⑥⑦⑧⑩⑪が挙げられる。⑧は、自身を殺そうとした犯人の姓名を言わなかったという例であり、⑥⑦⑩⑪は、盗人の正体が明らかにされる例である。いずれも用法は類似するものの、祭祀や託宣との関連性は希薄である可能性がある。

三 おわりに

さて、上代における「頭」の分布を概観することで、いくつかの興味深い傾向が見えてきた。一つは、『古事記』の「頭」は、序文の一例を除いて、和語「ウツシ」と対応関係にないということである。二つには、『日本書紀』の「頭」は、訓注によって和語「ウツシ」との対応関係が積極的に示されているということ、そしてそれらは巻一、巻三に集中しているということである。しかし、これは裏を返せば、「頭」を「ウツシ」と読ませるには、訓注が必要であったということでもある。三つ目は、『万葉集』において「頭」は、「あらはる

(す)」と読む蓋然性が高く、和語「ウツシ」に対応する漢字は別に存在するというものである。

以上の考察を踏まえ、上代における憑依表現と「頭」とのかかわりについて、さらなる研究を進めるための手がかりとしたい。

(ふじさき ゆうじ・有明工業高等専門学校)